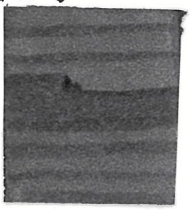
二保第712-12号
-8.9.29
福井県嶺南振興局
二州保健所

令和　８年　　９月 28 日

福井県知事　様

主たる事務所の所在地
　福井県敦賀市津内町３丁目５番１号
医療法人　岸本歯科医院
　理事長　　岸本　敏郎



決　算　届

令和　７年　７月　１日から令和　８年　６月　３０日までの決算を終了したので、医療法第５２条第１項の規定により届出します。

［添付書類］
１．事業報告書
２．財産目録
３．貸借対照表
４．損益計算書
５．関係事業者との取引の状況に関する報告書
６．監事の監査報告書

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　７月　１日　至　令和　８年　６月３０日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　岸本歯科医院

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　福井県敦賀市津内町３丁目５番１号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成　元年　６月２３日

(4) 設立登記年月日　　平成　元年　７月　１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	岸本　敏郎	
理　　事	岸本　房子	
理　　事	岡田　笑美子	
監　　事	三輪　健太	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	岸本歯科医院	1830233035	福井県敦賀市津内町３丁目５番１号	
介護老人保健施設				
介護医療院				

注) １．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　７月　１日　　令和７年度事業報告並びに決算報告書承認の件

令和　８年　６月３０日　　令和８年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認の件

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式２

法人名　医療法人　岸本歯科医院
所在地　敦賀市津内町３丁目５番１号

※医療法人整理番号　0012

財　産　目　録

（令和 8年 6月30日現在）

１．資　産　額		12,657 千円
２．負　債　額		6,257 千円
３．純　資　産　額		6,400 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		9,003
B 固定資産		3,654
C 資産合計	（A＋B）	12,657
D 負債合計		6,257
E 純資産	（C－D）	6,400

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　岸本歯科医院
所在地　敦賀市津内町３丁目５番１号

※医療法人整理番号　0 0 2 3 2

貸　借　対　照　表

（令和 8年 6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	9,003	Ⅰ 流動負債	6,257
Ⅱ 固定資産	3,654	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	430	負債合計	6,257
2 無形固定資産	145	純資産の部	
3 その他の資産	3,078	科目	金額
		Ⅰ 出資金	13,714
		Ⅱ 積立金	△ 7,314
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	6,400
資産合計	12,657	負債・純資産合計	12,657

様式４－２

法人名　医療法人　岸本歯科医院
所在地　敦賀市津内町３丁目５番１号

※医療法人整理番号　6 0 2 8 2

損　益　計　算　書

（自　令和 7年 7月 1日　至　令和 8年 6月30日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	23,931
2 事業費用	24,038
本来業務事業利益	△ 107
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 107
Ⅱ 事業外収益	311
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	203
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	203
法人税等	206
当期純利益	△ 2

様式5

法人名　医療法人　岸本歯科医院

所在地　福井県敦賀市津内町３丁目５番１号

※医療法人整理番号	00	28	2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
当該医療法人の役員又は近親者	岸本　敏郎	当法人の理事長	立替払い	歯科医師国保等	988	立替金	340
当該医療法人の役員又は近親者	岸本　敏郎	当法人の理事長	不動産の賃借	賃料の支払	400	該当なし	該当なし
当該医療法人の役員又は近親者	岸本　千恵子	当法人の監査役	不動産の賃借	賃料の支払	200	該当なし	該当なし

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

月額家賃は５０千円、当月分を当月２０日に支払、家賃の設定は周辺取引事例を参考に決定いたしました。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　岸本歯科医院
理事長　岸本　敏郎　　殿

私（注１）は、医療法人　岸本歯科医院の令和７会計年度（令和　７年　７月　１日から令和　８年　６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　８月　４日
医療法人　岸本歯科医院
監事　三輪　健太

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。